

# いしかり 曆

## 村山家文書解説

- 「石狩場所蝦夷人撫育筋書上」……………村山家文書を読む会…1  
「村山家家訓」……………村山家文書を読む会…10  
石狩川河口に於けるサケ地曳網漁回顧……………吉岡 玉吉…14  
風の呼び名「あい風」（「あい」）について……………吉岡玉吉・田中 實…24

第 20 号

石狩市郷土研究会

いしかり 曆 第 20 号

「石狩場所蝦夷人撫育筋書上」

卯四月

石狩御場所蝦夷人撫育筋書上

請負人

阿部屋

傳次郎

石狩御場所蝦夷人撫育筋

扱向書上

一、役夷人及老躰退役御聞濟并新規乙名

小使被 仰付候砌御上様より被下候外ニ老人ニ付

清酒五升入老樽烟草式把宛手当仕候

一、元朝年始之祝儀与して居合役夷人

膳部ニ而雜煎餅并ニ老人ニ付清酒五合ツ、

石狩

石狩御場所蝦夷人撫育筋書上

阿部屋

傳次郎

石狩御場所蝦夷人撫育筋

扱向書上

一、役夷人及老躰退役御聞濟并新規乙名

小使被 仰付候砌御上様より被下候外ニ老人ニ付

清酒五升入老樽烟草式把宛手当仕候

一、元朝年始之祝儀与して居合役夷人

膳部ニ而雜煎餅并ニ老人ニ付清酒五合ツ、



平夷人一同江八餅五枚宛并清酒濁酒  
とも手当仕候

一、春隣場鮭漁出稼之節雇夷人給代

上男	壹人二付	造米	七俵
中同	同断	同	六俵より五俵迄
小同	同断	同	四俵
女	同断	同	五俵より四俵迄

一、七月十六日役夷人壹人二付清酒五合濁酒  
五合宛居合平夷人江八濁酒五合宛手当仕候

一、ラムシヤ之節ハ夷人江元小家より遣し候品

米	八升入	壹俵
麴	四升入	壹表
清酒	五升入	壹樽
地廻リ	烟草	貳把

宛

右者乙名小使并土産取之夷人江壹人二付  
如此遣し候品ニ御座候

外二

平夷人一同江八餅五枚宛并清酒濁酒  
とも手当仕候

一、春隣場鮭漁出稼之節雇夷人給代

上男	壹人二付	造米	七俵
中同	同断	同	六俵より五俵迄
小同	同断	同	四俵
女	同断	同	五俵より四俵迄

一、七月十六日役夷人壹人二付清酒五合濁酒  
五合宛居合平夷人江八濁酒五合宛手当仕候

一、ラムシヤ之節ハ夷人江元小家より遣し候品

米	八升入	壹俵
麴	四升入	壹表
清酒	五升入	壹樽
地廻リ	烟草	貳把

宛

右者乙名小使并土産取之夷人江壹人二付  
如此遣し候品ニ御座候

外二

蝦夷盃二而式盃ツ、給させ膳部二而  
賄仕来二御座候

清酒	式盃	宛	平夷人
濁酒	式盃	宛	平夷人
飯	式盃		平夷人
清酒	盃		平夷人
濁酒	盃		平夷人
飯	盃		平夷人
		セカチ	并
		カナチ	
		平夷人	二付

右者元小家より遣し品二御座候

一、平夷人之内御軽物出精并働方相勵  
候者江年々ラムシヤ之御清酒三升入盃樽  
烟草式包ツ、手宛仕候外二清酒夷盃二而  
式盃ツ、膳部二而賄仕候

一、春中隣場出稼鯉漁中ハ勿論五月  
引上候迄ハ夫々手当罷有候儀共ラムシヤ  
当日二ハ出稼壱ケ所二付濁酒式升入盃樽  
宛出稼每手当仕候

平夷人ノ内御軽物出精并働方相勵  
候者江年々ラムシヤ之御清酒三升入盃樽  
烟草式包ツ、手宛仕候外二清酒夷盃二而  
式盃ツ、膳部二而賄仕候

平夷人ノ内御軽物出精并働方相勵  
候者江年々ラムシヤ之御清酒三升入盃樽  
烟草式包ツ、手宛仕候外二清酒夷盃二而  
式盃ツ、膳部二而賄仕候

平夷人ノ内御軽物出精并働方相勵  
候者江年々ラムシヤ之御清酒三升入盃樽  
烟草式包ツ、手宛仕候外二清酒夷盃二而  
式盃ツ、膳部二而賄仕候

平夷人ノ内御軽物出精并働方相勵  
候者江年々ラムシヤ之御清酒三升入盃樽  
烟草式包ツ、手宛仕候外二清酒夷盃二而  
式盃ツ、膳部二而賄仕候

平夷人ノ内御軽物出精并働方相勵  
候者江年々ラムシヤ之御清酒三升入盃樽  
烟草式包ツ、手宛仕候外二清酒夷盃二而  
式盃ツ、膳部二而賄仕候

平夷人ノ内御軽物出精并働方相勵  
候者江年々ラムシヤ之御清酒三升入盃樽  
烟草式包ツ、手宛仕候外二清酒夷盃二而  
式盃ツ、膳部二而賄仕候

一、ヲムシヤ相濟候後御給所前ニおゐて  
塗大桶江濁酒凡三石程入乙名小使平  
夷人打混し酒盛為致候

一、年々秋彼岸差入より日数十五日程茂  
漁業被致候上二而例年之通初ハカムイ  
吞与相唱網十統二付清酒式斗入壺樽  
濁酒式斗入壺樽右割合ヲ以引場毎  
カムイ吞為致申候  
網引人数之外雇夷人老若男女とも壺人  
二付清酒式合五勺濁酒五合宛セカチ式人二付  
清酒式合五勺濁酒壺升宛手宛仕  
カムイ吞為致申候此外中カムイ吞末カム  
イ吞大漁之節定式外清酒濁酒ヲ以  
手当仕候

一、秋味漁中網持夷人家内壺人二付飯  
壺盃濁酒壺盃宛手当仕候

一、秋味漁中網持夷人家内壺人二付飯  
壺盃濁酒壺盃宛手当仕候

右同断夷人壹人ニ付米七合五勺濁酒  
壹盃宛手当仕候

一、秋味鮭拾束以上漁事仕候夷人江清酒  
壹升宛手宛仕候

一、秋味漁業洩夷人勘定之節壹人ニ付  
濁酒五合宛手宛仕候

一、秋味漁業夷人上男壹人ニ付造米六俵  
中男同五俵小男同四俵女同四俵より  
三俵迄手宛仕候

一、元小家日々雇夷人定式介抱手宛  
之儀ハ一日壹人ニ付玄米五合宛差遣し候  
山働之節ハ昼介抱として外割鯿等  
見斗遣し仕事ニ寄濁酒壹度宛  
又ハ式度も遣し申候

一、ツイシカリブト番家守下ツイシカリ  
乙名壹人江造米拾俵手宛仕候

右同断夷人壹人ニ付米七合五勺濁酒  
壹盃宛手当仕候

一、秋味鮭拾束以上漁事仕候夷人江清酒  
壹升宛手宛仕候

一、秋味漁業洩夷人勘定之節壹人ニ付  
濁酒五合宛手宛仕候

一、秋味漁業夷人上男壹人ニ付造米六俵  
中男同五俵小男同四俵女同四俵より  
三俵迄手宛仕候

一、元小家日々雇夷人定式介抱手宛

之儀ハ一日壹人ニ付玄米五合宛差遣し候  
山働之節ハ昼介抱として外割鯿等  
見斗遣し仕事ニ寄濁酒壹度宛  
又ハ式度も遣し申候

一、ツイシカリブト番家守下ツイシカリ  
乙名壹人江造米拾俵手宛仕候

一、ツイシカリブト番家守下ツイシカリ  
乙名壹人江造米拾俵手宛仕候

シマ、ツフアト番家守ユウバリ乙名  
前同断

一、元小家夏中木挽夷人壹人二付造米  
七俵宛手宛仕候

一、大工手傳夷人壹人二付造米三俵宛手  
宛仕候

一、元小家鯉網濟夷人壹人二付夏冬  
とも造米式俵手宛仕候  
同夜廻夷人壹人二付春秋兩度二造米  
拾壹俵宛手当仕候

一、御給所元小家水汲夷人壹人二付  
造米拾俵宛手宛仕候

一、飯焚夷人壹人二付春秋兩度二造米  
八俵宛手宛仕候

一、秋味網引場普請夷人上男壹人二付  
造米七俵中男壹人二付五俵宛手宛仕候

三ツク下着為半子巾了乙名  
前口り

元小家夏中木挽夷人壹人二付造米  
七俵宛手宛仕候

大工手傳夷人壹人二付造米三俵宛手  
宛仕候

元小家鯉網濟夷人壹人二付夏冬  
とも造米式俵手宛仕候

同夜廻夷人壹人二付春秋兩度二造米  
拾壹俵宛手当仕候

御給所元小家水汲夷人壹人二付  
造米拾俵宛手宛仕候

飯焚夷人壹人二付春秋兩度二造米  
八俵宛手宛仕候

秋味網引場普請夷人上男壹人二付  
造米七俵中男壹人二付五俵宛手宛仕候

一、大晦日年越祝儀与して居合役夷人  
一同壹人二付清酒五合并膳部二而  
賄仕候

一、居合平夷人一同江餅五枚宛并清酒  
濁酒とも手宛仕候

外二

他場所雇夷人帰郷之節ヲシヨロ  
タカシマ ヨイチ フルヒラ役夷人并壹人二付  
造米壹俵麴四升入壹俵烟草壹把  
筋子半樽宛平夷人壹人二付烟草  
壹把白木綿壹尺きせ留壹本宛  
并道中飯米壹人二付三升草鞋三足  
宛手宛仕候

一、隣場出稼所等江諸用向二而書状等  
為持遣し候夷人江定式介抱之外飯壹盃  
濁酒貳盃手宛仕候 他場より前同断  
参り候夷人江同断手宛仕候

大晦日年越祝儀与して居合役夷人  
一同壹人二付清酒五合并膳部二而  
賄仕候  
居合平夷人一同江餅五枚宛并清酒  
濁酒とも手宛仕候  
他場所雇夷人帰郷之節ヲシヨロ  
タカシマ ヨイチ フルヒラ役夷人并壹人二付  
造米壹俵麴四升入壹俵烟草壹把  
筋子半樽宛平夷人壹人二付烟草  
壹把白木綿壹尺きせ留壹本宛  
并道中飯米壹人二付三升草鞋三足  
宛手宛仕候  
隣場出稼所等江諸用向二而書状等  
為持遣し候夷人江定式介抱之外飯壹盃  
濁酒貳盃手宛仕候 他場より前同断  
参り候夷人江同断手宛仕候



一、鰥寡孤獨之者身寄之者江預ケ置  
介抱仕候親類無之者ハ役夷人共江  
預ケ置申候

一、病夷有之候節ハ薬用中白米二而  
介抱仕看病番人附置手宛仕候

一、夷人死去之節ハ玄米壹升濁酒  
式升烟草壹把白木綿壹尺宛  
宛手宛仕候

右之通蝦夷人撫育方取扱向  
手宛等奉書上候 以上

卯四月

イシカリ

請負人

阿部屋

傳次郎

【解説】

「撫育」とは、は江戸時代に土民（その土地の民）を救済を救済する  
方法として各藩がとった政策である。蝦夷地でも松前藩および直轄  
時代には幕府はこれを行った。これはアイヌの男女老人ならびに子供、  
あるいは病気で働けない者などへの施米、または極老・鰥寡・孤独者  
への贈物、さらにオムシヤやその他の祝祭日の際における役土人を初  
め、男女平土人全員に対する酒食の供応、物品の供与などを行うこと

一、鰥寡孤獨之者身寄之者江預ケ置  
介抱仕候親類無之者ハ役夷人共江  
預ケ置申候

一、病夷有之候節ハ薬用中白米二而  
介抱仕看病番人附置手宛仕候

一、夷人死去之節ハ玄米壹升濁酒  
式升烟草壹把白木綿壹尺宛  
宛手宛仕候

右之通蝦夷人撫育方取扱向

手宛等奉書上候

イシカリ

請負人

阿部屋  
傳次郎

をいう。

この書面は石狩場所請負人の阿部屋村山傳次郎が石狩場所における「アイヌ撫育」の内容について、箱館奉行所石狩詰所に提出した書面の控である。卯四月とあるのは、安政二年（一八五五）頃と思われる。

参考文献（北書房『北海道郷土史辞典』）

《語句の意味》

○ ヲムシヤ（オムシヤ）

アイヌ民族が旧知の人に再会した時に贈物をおくりあつて行かう儀式「ウムシヤ」の転訛した言葉であるという。アイヌ民族と和人の交易は、オムシヤの儀式をともなつた贈答的の交易として始つたと考ふるひともある。

商場交易の時代には、派遣された夏商船や交易のために交易所（運上屋）で、オムシヤの儀式と交易がおこなわれた。場所請負制度が展開し、アイヌの人びとが運上屋のもとで使役されるようになると、練などの春漁の終つた後におこなわれる夏オムシヤを中心に、秋味漁の始まる前の秋オムシヤなど、年に二、三度行われ、内容も形式化し、アイヌの人びとに酒、煙草などを振舞い、場所を守らなければならぬ法令を読み聞かせる場となつた。幕府が蝦夷地を直轄し、諸藩に蝦夷地の警衛を委ねたが、諸藩が警衛地で行つた同様の儀式も、オムシヤと呼ばれた。アイヌの人びとにとって、オムシヤの日は、日頃の苛酷な労働を忘れることができる数少ない日となつたので、終日酒宴がつづいた。

参考文献（北海道開拓記念館『蝦夷地のころ』）

○ カムイ吞（カムイノミ）

カムイノミとは、「神に祈る」という意味で、アイヌ民族が、人格であるカムイを帰す儀式。例えば、狩の獲物に対して、獲物を着て自らのもとへ来てくれたカムイに感謝し、神の国へ送り帰す熊送

りの儀式「イヨマンテ」などもカムイノミの一種である。

○ 役夷人（やくいじん）

松前藩がアイヌ社会を統制するために置いた役職。

コタン（村）では次の三役を置いた。

・ 乙名（おとな） || 長老   コタンの酋長

・ 小使（こづかい） || 乙名の補佐役

・ 土産取（みやげとり） || 儀式のとき土産を賜る者として任命

された長老。

○ 平夷人（ひらいじん） || 役をもたない一般のアイヌ

○ セカチ || アイヌの男の子供

○ カナチ || アイヌの女の子供

○ 膳部（ぜんぶ） || 膳にのせた食べ物。料理。

○ 造米（ぞうまい） || 夷俵（八升入の俵）に入つた精米された米。

○ 濁酒（にごりざけ） || どぶろく   発酵させただけの白く濁つた酒。

○ 元小家（もとごや） || 運上家のこと。ただし元小家は石狩のみ。

○ 地廻り（じまわり） 烟草 || 松前の和入（商人）からもたらされた煙草。

○ 定式（ていしき・じようしき） || きまつたやり方。

○ 鰥寡（かんか） || 妻を失つた男と夫を失つた女

文責 石狩市郷土研究会

「村山家文書を読む会」

田中 實 村山耀一 仲野 孝

安井澄子 吉本愛子 鈴木トミエ

三島照子 高瀬たみ 秋山正子

「村山家家訓」

明寅年より定

- 一 御役人 衆中音信之儀者は迄  
之通振合ニ而以来共ニ相心得遣可  
申事
- 一 盆暮歳暮之儀寺々者は  
迄之振合ニ而遣し可申事
- 一 同役より別家親類共ニ十二月七月両度共  
遣し不申候事  
歳暮
- 一 正月之餅并二月節句同五月  
ちまき其外ごほうしや法事  
之節送金相廻し候類者別家  
親類共ニやりとり之儀者一切  
相止メ可申事  
但 無余儀方者
- 一 当時暮方一軒別ニ一ヶ年金  
何程宛与相定置米其外共ニ  
品物遣候分代積致候暮方之  
金高丈ケニ改而相極メ可申事
- 但 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
- 一 者給金ニ而取究メ品物ニ而遣候事  
盛兵衛儀者栄四郎夷地へ参居候

明寅年より定

御役人 衆中音信之儀者は迄  
之通振合ニ而以来共ニ相心得遣可  
申事

盆暮歳暮之儀寺々者は  
迄之振合ニ而遣し可申事

同役より別家親類共ニ十二月七月両度共  
遣し不申候事  
歳暮

正月之餅并二月節句同五月  
ちまき其外ごほうしや法事  
之節送金相廻し候類者別家  
親類共ニやりとり之儀者一切  
相止メ可申事

但 無余儀方者

当時暮方一軒別ニ一ヶ年金  
何程宛与相定置米其外共ニ  
品物遣候分代積致候暮方之  
金高丈ケニ改而相極メ可申事

但 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

者給金ニ而取究メ品物ニ而遣候事  
盛兵衛儀者栄四郎夷地へ参居候

間番人之類ニ致候給金相定候而  
品もの遣候而も代積ニ而遣候事

手船之分不残賄品者一切遣し

不申候間右替として右之揚り帆  
之分舟中江遣し申候事

下男頭之もの老人ニ付給金之外  
別段七月米壹俵十二月同貳俵

相増遣候間 炭薪油并材木板之  
類繩筵切々共其外何品ニ至迄

格別心ヲ用一切すたり之品等  
無之様一々取形付ケ仕舞置

入用有之節者相用候様入念候  
様ニ可申付事

但 別段ニ普請等多く有之候年

柄三者場所漁事模様ニ寄

別ニ手宛 ○ ○ 遣し ○ ○ 候事

店手代之儀者給金相定

可申事

家内暮方取締ヲ付ケ入用

相減候様申談手法いたし候  
様可致事

主人初子供迄一ケ年金何程与

取究メ入用高見積仕切ニいたし  
可申事

間番人ノ類ニ致候給金相定  
品モノ遣候而も代積ニ而遣候事

手船ノ分不残賄品者一切遣し

不申候間右替として右ノ揚り帆  
ノ分舟中江遣し申候事

下男頭ノモノ老人ニ付給金之外  
別段七月米壹俵十二月同貳俵

相増遣候間 炭薪油并材木板ノ  
類繩筵切々共其外何品ニ至迄

格別心ヲ用一切すたりノ品等  
無ノ様一々取形付ケ仕舞置

入用有ノ節者相用候様入念候  
様ニ可申付事

但 別段ニ普請等多く有ノ候年

柄三者場所漁事模様ニ寄

別ニ手宛 ○ ○ 遣し ○ ○ 候事

店手代ノ儀者給金相定

可申事

家内暮方取締ヲ付ケ入用

相減候様申談手法いたし候  
様可致事

主人初子供迄一ケ年金何程与

取究メ入用高見積仕切ニいたし  
可申事

一 台所者男飯焚同子供之  
きうじニいたし暮方入用  
相嵩不申様いたし可申事

一 主人初子供道ハ御飯汁之類  
計臺所より請取候而自分部屋  
ニ而喰事致候間生魚其外共ニ  
相調ひ候品之分ハ代料 仕切高  
之内より相拂候事

一 主人限音信之儀者<sup>輕き</sup>品ニ而  
遣候分ハ仕切之高より遣し可申事  
船祝并法事客来有之候

一 節者店入用ニ相心得入増  
不相成候様可致候事

但 御初穂御布施兩斷 〇〇 台引并菓子計  
使遣し不參之内無余儀方江者  
遣し可申候

一 仕着せ遣候<sup>分</sup>盆者老人金  
何程十二月者何程与代金ニ而  
遣し申度事

一 祝儀并香典之類者店より遣し  
可申候事

一 御初穂并御布施寺社寄附金等  
之類者店より遣し可申事

一 台所者男飯焚同子供之  
きうじニいたし暮方入用  
相嵩不申様いたし可申事

一 主人初子供道ハ御飯汁之類  
計臺所より請取候而自分部屋  
ニ而喰事致候間生魚其外共ニ  
相調ひ候品之分ハ代料 仕切高  
之内より相拂候事

一 主人限音信之儀者<sup>輕き</sup>品ニ而  
遣候分ハ仕切之高より遣し可申事  
船祝并法事客来有之候

一 節者店入用ニ相心得入増  
不相成候様可致候事

但 御初穂御布施兩斷 〇〇 台引并菓子計  
使遣し不參之内無余儀方江者  
遣し可申候

一 仕着せ遣候<sup>分</sup>盆者老人金  
何程十二月者何程与代金ニ而  
遣し申度事

一 祝儀并香典之類者店より遣し  
可申候事

一 御初穂并御布施寺社寄附金等  
之類者店より遣し可申事

【解説】

「明寅年より定」は、松前の大商家であり、また、蝦夷地を代表する場所請負人であった村山家当主が、経費等運用の合理化と節減化を図るため、役人・親類・使用人に対する金子・物品の贈与・支給・使用の心得及び家族についての日常のきまりなどを、箇条書にして（家族・支配人に）示した文書です。

当主は六代村山伝兵衛 寅年は、天保元年（一八三〇年）か同十三年（一八四二年）であることが文中から推測されます。なお、この当時の村山家は、石狩川の鮭十三場所を一括して請負っていました。

しかし、三代伝兵衛が松前第一の巨匠で町年寄を務め、松前藩から三十五の場所を請負、所有船一〇二隻に及んで、全国に名声を博した天明・寛政期とは違って、その財力は低下し資金運用は厳しい状態でした。そのため、この「定」を実施することにしたのです。

《語句の意味》

- ① ⑤ ④ ③ 「カ」 別家・親類の店印
- 衆中 Ⅱ（しょうちゅう） 多人数の居るなか
- 音信 Ⅱ（おんしん） たより
- 振合 Ⅱ（ふりあい） 他と比較してのつりあい バランス
- 余儀ない Ⅱ（よぎない） やむを得ない よんどころない
- 暮方 Ⅱ（くれかた） 夕方 日の暮れる時刻
- 別段 Ⅱ（べつだん） とりわけ とくに 格別
- 仕舞 Ⅱ（しまう） しまうこと はてやめること やめること 終わり
- 普請 Ⅱ（ふしん） 土木工事
- 申談 Ⅱ（もうしだんず） もうし はなし
- 仕着せ Ⅱ（しきせ） 季節に応じて従業員に衣服をあたえること  
あたえるままのもの

文責 石狩市郷土研究会

「村山家文書を読む会」

田中 實 村山耀一 仲野 孝

安井澄子 吉本愛子 鈴木トミエ

三島照子 高瀬たみ 秋山正子



# 石狩川河口に於けるサケ地曳網漁回顧

吉岡玉吉

はじめに

石狩市本町地区はそのむかし「サケに始つてサケで栄えた街」として知られていた。

しかし時代の推移によつて街の中心は花畔、樽川（花川）地区に移り、今日では弁天歴史通りや石狩浜海水浴場あそび場、温泉施設などを中心とする観光街となり訪れる人々の憩いの地と変貌している。

今日、鮭漁は海水面に於ける定置網漁の一漁法のみによつて操業されているが、昭和三十年までは、石狩川の内水面漁が行われておりこの漁法のほかに、地曳網、流網、刺網三漁法が行われていた。今回本稿で取上げる地曳網漁は、内水面鮭流網、刺網漁禁止後も石狩川内水面のサケ孵化事業のため五場所の地曳網が認められ、昭和四十年まで継続した漁法である。その後、平成十四年北海道遺産石狩川歴史・文化伝承事業としてホリカムイで復活した。この漁法は江戸時代から続く伝統漁であり、石狩の風物詩として観光的にも有名で親しまれてきたものであることから、そのうちの大正期以降の漁の概要について述べることにしたい。

## 一、漁業の名称

石狩川鮭地曳網漁

## 二、漁獲物の種類

鮭

## 三、漁業免許

鮭特別定第〇〇号 北海道庁

## 四、操業期間

走り漁 自九月一日 至十月三十一日  
後取り漁 自十一月十五日 至十二月末日

## 五、操業場所 石狩川

大正後期から昭和三十年まで

- 1、ヤウスバ場所 廃止 昭和初期
- 2、上貞寧 〃 昭和六年頃
- 3、下貞寧 〃 (渡船場上) 廃止 昭和十三年

注 昭和十五年、同十八年まで地曳網名儀で日中、二隻の磯舟で流網

漁を行う。昭和三十年前半、漁組内に共同組合設立して地曳網漁一ケ統再開。四・五年で中止。

- 4、若生場所 (渡船場下) 廃止 昭和十五年
- 5、堀神威場所 (呼称ホリカムイ) 〃 昭和三十年
- 6、来札場所 (中洲) 〃 大正末期

注 左岸昭和七・八年頃再開したこともある。

- 7、燈台下場所 廃止 昭和四年頃
- 8、志美場所 〃 明治後期

## 六、漁具の状況

これについては、漁場（川幅・水深・流れの強弱）によつて、網丈・長さには相違あり。本項では堀神威場所を基準とする。

昭和十年代

地曳網漁は出網、袋網（スト）、入網（他出網・入網）からなる全長一五二尋（二二八メートル）によつて構成されている。一脇即ち袋網に接続するところの網丈は、七尋（一〇、五メートル）、袋網（スト）は太三本子、二寸八分（八、四センチ）長さ八尋三尺（一一、九メートル）袋底に魚を追いつめて開放するため先端を網（ロープ）で結び、その網を一〇尋（一五メートル）

程度とし、その最先端浮子だんぶにを付ける。袋網の位置に烏帽子型えぼしの浮子だんぶ（神威浮子かみいだんぶ）を付け目印とする。（曳網の中心を一目で判別出来るため）

### 1、出網であみ

長さ五六尋（八四メートル）、網丈七尋（一〇、五メートル）  
河水の増水によって二脇部をはずす。

- (一) 一脇、太三本子、三寸目（九センチ）長さ二四尋（三六メートル）
- (二) 二脇、太三本子、四寸目（一二センチ）長さ三三尋（四八メートル）

- ① あば浮子たな手網 径五分（一、五センチ）のロープ。
- ② メクグリ 径一分五厘（〇、四五センチ）麻糸。一割の寄せを入れ上下共同じ長さにする。

- ③ 沈子手網 径五分五厘（一、六五センチ）のロープ。
- ④ 浮子あば（昭和十年頃、横町加藤桶屋で作成）

木製（榎松）長さ一尺四寸（四二センチ）幅四寸（一二センチ）厚さ、中真一寸四分（四、二センチ）両端五分（一、五センチ）その両端に穴を開け「アバ」をこれに通して浮子手網あばに結びつける。

一脇は八寸（二四センチ）間に隔て、一枚付け、二脇は九寸（二七センチ）一尺二寸（三六センチ）に一枚付ける。

### (三) 沈子手網あしの沈子あし

網足は鉛製で一個、量目二五匁（〇、九キロ）之を一脇八寸（二、四センチ）間隔に一個、二脇は一尺（三〇センチ）間隔に一個を付ける。

- (四) 筋繩 径三分（〇、九センチ）の麻繩。長さ四尋（六メートル）を用いる。

### (五) 立網たてあみ 上網うわあみは径六分（一、八センチ）のロープ。

長さ三尋（四、五メートル）で浮子手網あしに連なり、下網しもあみは径六分のロープで長さ五尋（七、五メートル）沈子手網あしに連なる。この量網を「ツボ」に合す。

### 2、入網いれあみ

長さ九六尋（一四四メートル）網丈七尋（一〇、五メートル）

- (一) 一脇から四脇まであり、長さ夫々二四尋（三六メートル）網目、一脇太三本子 三寸目（九センチ） 二脇太三本子 四寸目（一二センチ） 三脇、四脇共三本子 五寸目（一五センチ）とする。

- ① 浮子手網 径五分（一、五センチ）のロープ。
- ② 沈子手網 径四分（一、二センチ）のロープ。
- ③ メクグリ 径一分五厘（〇、四五センチ）の麻糸。一割の寄せを入れて上下共同じ長さとする。

注 河水の増水で三・四脇をはずす。

- ④ 浮子 出網と同じ。

- (二) 網足 鉛製、量目 一個 二五匁（九四グラム）一脇は八寸（二四センチ）間隔に一個、二脇は一尺（三〇センチ）、三・四脇は一尺二寸（三六センチ）間隔に一個を付ける。

### (三) 出網・入網の附属用具

- ① キンタマ石

量目 一貫目（三、七五キロ）位の自然石を荒縄またはロープで巻き増水時や干潮時に沈子手網あしに付け網の流れを調節する。

- ② チン（チェーンの訛なまり） 錨用の鎖。各脇に三・五個。増水時沈子手網あしにつけ手網の振れを防ぐ。

③ カラップ（カラブ。アイヌ語。さわる、触れるの意）

沈子手網が振れないために、三尋（四、五メートル）に一個の割り合に付ける。（特に増水時）

材質と作り方 材質 ブドー蔓またはイタヤの若木。三〇

センチ位の振じて輪を作る。作り方 焚火をし、周囲に棒を円形に立て若木を熱して丸く輪を作る。

④ ナデワラ 撫藁

沈子手網が河底で障害物や砂泥底に減り込まないように（河底を滑りやすいようにするため）「藁」で被う。増水時にも取り付ける。

一〇センチ位に束ねて、四・五メートル置きに沈子手網に巻きつける。

3、出網

径六分（一、八センチ）のロープ 長さ二〇尋（二〇メートル）、

時によつてはワイヤーを使用することもある。

(一) 出網杭

曳網を掛け廻すには陸に出網を止める部位が必要であり、その止め杭である。大概、地曳網の大きさ、川の流れによつて六本前後の出網杭が設置される。曳網を投網する時点で出網の一端を一の杭に絡み、それに漁夫一〜二名が川の流れ、投網の様子、入網の巻き揚げ状況を見極め、それに応じて漸次六番目の杭（最終杭）まで移動して行くことになる。《資料二図参照》

4、入網

径六分（一、八センチ）のロープ 長さ七〇尋（一〇五メートル）を使用する。

入網側はロープを轆轤（川岸から三〇メートル位に設置して

ある人力による巻き揚げ器、普段は六人で操作するが増水時では八人で操作する。）で巻き揚げる。

昭和十三年頃から動力「ドラム」によつて巻き揚げるようになり人員削減することになった。

5、山網

出網、入網の先端に付ける股木の附属ロープで夫々の網を洩ませないようにする仕掛け。径六分（一、八センチ） 長さ五尋（七、五メートル）二本宛。出網・入網側に付けるロープ。

(二) 股木 長さ一尋位（一、五〇メートル）の檜または桧等の棒。出入の網側につく。

七、堀神威曳場昭和二十年〜同三十年頃までの地曳網の模様。

船頭 柳田常義氏談。

ほぼ前述の通りであるが概説すると。

○ 出網 五十間（二間六尺で計算 九〇メートル）

内訳 一脇、二脇、二十五間切り（四五メートル）

一脇網目三寸五分（一〇、五センチ）二脇網目四寸五分（一三、五センチ）

○ 袋網 網目三寸（九センチ）長さ十五間（二七メートル）

袋網網 長さ七間（一二、六メートル）のロープ。先端に浮子。

○ 入網 一〇〇間（一八〇メートル）

内訳 一脇〜四脇、二十五間切（四五メートル）

一脇網目三寸五分（一〇、五センチ）二脇、三脇四寸五分（一三、五センチ）四脇五寸（一五センチ）

○ 網丈 出網、入網共八尋（二二メートル）〜九尋（二三、五メートル）

○ 出網、入網、山網、股木共前説と同じ寸法で使用。

○ 全長 一五〇間 (三七〇メートル)

漁船及び船具の状況

1、網掛船 (三半船『保津船』)

二隻

材質 杉または松材。全長 四丈五尺 (二二、五メートル) 幅 八尺五寸 (二、六メートル) 深さ三尺 (九〇センチ)

注 保津船は三半船の一つであるが五尺 (一、五メートル) 位小型の船で鯨漁で使われていた。二隻配置になるのは一場所、

二ヶ統操となつてるところからの配置である。

2、漁具 各船共

罾ともがひ

一丁 長さ 一丈六尺 (四、八メートル)

操船時舵を取る船頭用。

早きつ權

十六丁 一丁の長さ九尺 (二、七メートル)

舫あひら網

太さ六分 (一、八センチ) 二十尋 (三〇メートル)

注 緊急時や曳船等に使用するロープ。

磯舟 (丸木舟)

材質 へぞ松など 長さ 一丈五尺 (四、五メートル)

幅 三尺五寸 (七五センチ)

漕具 練ねり權 (早權) 一〇尺 (三メートル) 一丁

叩たたき棒 (サケの身を締める意味合いと暴れるサケを大人しく

させるため頭を叩く棒) 二・三本。

九、漁業従事者

従事者は二ヶ統分。船頭 二人 網掛船頭 (下船頭とも言う)

二人 網掛係四人 漁夫三〇人 計三八人。他帳場 (ガンビ)

二人 (一人は見習) 陸廻り二人

昭和十二年以降轆轤ろくろから動力 (ドラム) に、また同十五・六年になり網掛船にも動力船 (モーター船) で引き船するようになり、船頭一、下船頭二、漁扶一五人、計一八人で漁撈するようになつ

た。

1、役人及其の役割

船頭 漁撈漁獲の責任、漁夫の指揮監督。

網掛船頭 曳網の配置責任、船頭の補佐。

若者頭 率先垂範、経験豊富、信頼される漁夫。

2、その他、漁夫の中から道具掛、夜番 (火の用心)、飯焚 (炊事掛、昭和に入り別途充足)。

陸廻りの仕事

切倉掛

獲った魚を倉庫や流し場に運びさば捌き塩造する。新巻、塩

引 (山漬)

ソボロ掛

筋子塩造、後取り鮭のバラコ製造

注 昭和期に入り漁獲も減少し、その上鮮魚 (生売り) として出荷も多

くなり漁場で自賄いの加工など少なくなつて陸廻りの作業員の配置はなくなつた。

十、給料外の漁夫の所得

1、漁夫の給与体形

昭和初期 平雇 二十五円前後の頃。

船頭 二人扶一三人扶 下船頭 一、五人扶一二人扶

若者頭 一・二人扶

2、歩合へ注一 九一金へ注二 など。

歩合九一金等の所得の他に網却日に親方との申合せの中で給料を決めること。

曳網の引く回数を確認することである。「何河」 (曳網の回数) を引く。十河引くということは十回曳網を引くということである。大概は一日一三河位 (一ヶ統) が普通であり、そのうちの最後の一河分を漁夫の所得とする。

親方の配慮で何河目とすることもあり、この回に入った鮭は全部漁夫のものとなり、街の五十集屋（鮮魚商）などとの取引きも自由であった。

この方法は昭和十年頃から漁夫の所得は給料制が主体となり、盛漁期の終日の一河分を漁夫に対する御祝儀として親方が計つたものである。

他に漁場の行為として青田売へ注三（仕込金制度）。漁夫間の「寝日」へ注四（食事の度数（一日一升五合五勺）「供給」「網却の祝」などの行事などがあつた。

### 注一 歩合

生産高から直接経費を差し引いた残りを一定の割合で分配するもの。

### 注二 九一金

ここでは総生産高から諸経費を引いた純利益を役人、平人（漁夫）に応じて支給する賃金。一仕納いくらと給料制にする取り決めで歩合をつける場合、給料を設定せず純利益のみで清算する漁場などがあつた。

### 注三 青田売

漁夫に対する賞与。九一金の分配は親方は関与せず、船頭の権限で、仕納中（一シーズン）漁夫の稼働状況（勤務評定）一番と三番その中にも上・中・下最後の者を掴み九一として船頭が評定して配分した。九一とも純利益の九分の一、親方九分、漁夫一分の割での賞与としたもの。何れの漁場でもこの制度を採用し漁夫の稼働率の高揚を計つた。

その昔、農村で行われた風習からきたもの。漁期間の未獲の品（魚類）を予め価を定めて売り渡し漁業者は代金を受け取り実際に水揚げした時、予約の品物（サケ・ニシンなど）を買主に渡す。これは主に漁場を持っている親方が着業資金を得る方法として行われた。

漁期前に漁獲物を見越して売る契約をすることである。資金のない人が財力のある人から資金を借りて操業し、漁獲後に資金または漁獲

### 注四 寝日

物で返す仕組みである。

漁夫に対する制約。漁夫が自分から休んだ場合、その時の時間帯を金銭（朝 二十五銭、半日 三十銭、一日 一円五十銭・昭和初期）で供出。その漁夫が切り揚げ時、その分だけ引き去られ漁夫一同に分配されていた。労働が加重なため一人が休めばそれだけ他の漁夫に負担がかかることからする休みする漁夫に対する戒めのための掟であつた。

### 十一、操業の様相 資料一・二図参照

盛漁期になる平均午前五時（昔は三時半～四時であつたという）から夕方六時（走り九月～十月、午後七時～八時）まで一ケ統、十三河～十五河（増水、減水、潮の干満で回数は増減する）位を操業する。

昭和七・八（一九三二～三）年頃まで総べて人力によって行われたが昭和十（一九三五）年代に入り網掛船（網箱船ともいう）に動力船（自動車エンジンを搭載。モーターボート）を横付けして曳航し網掛けを行い、また巻き揚げも「轆轤」（回転や移動を利用し人力による巻き揚げ装置。六～八人で回転器「轆轤」に棒を差し込んで廻る仕組み）で行う。

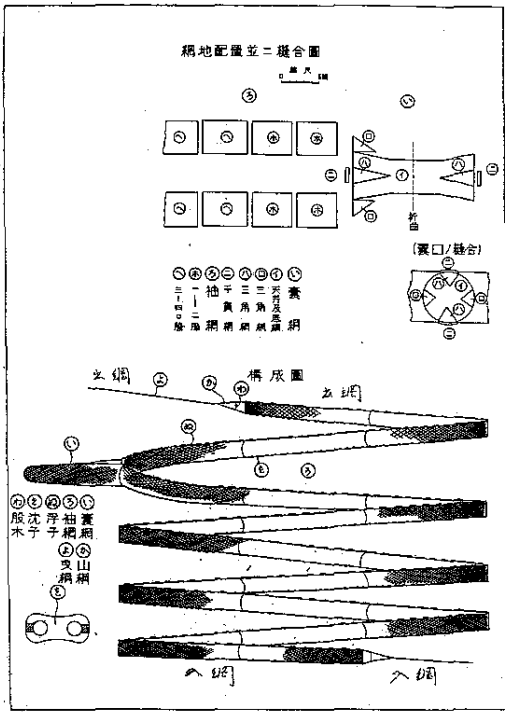
その昔の曳網の投網は人力による。網掛船に船頭が櫓権で梶を取り、網掛け係の三人（浮子側一人、沈子側二人）漕手一二人（左右六人増水時には一四～一六人）が乗り込み、立元から川上方向に漕ぎ出し、出網から出網、袋網、入網、入網の順に川中に張って引場（立元）にもどる。

すかさず入網の先端を「ろくろ轆轤」に巻きつけ待機中の漁夫によって「轆轤」を回転して入網を巻き取る。

網の投入場所は川幅の七分までと規定されていたが増水時でないときは八～九分まで、増水の多いときは四～三分位と横柄な

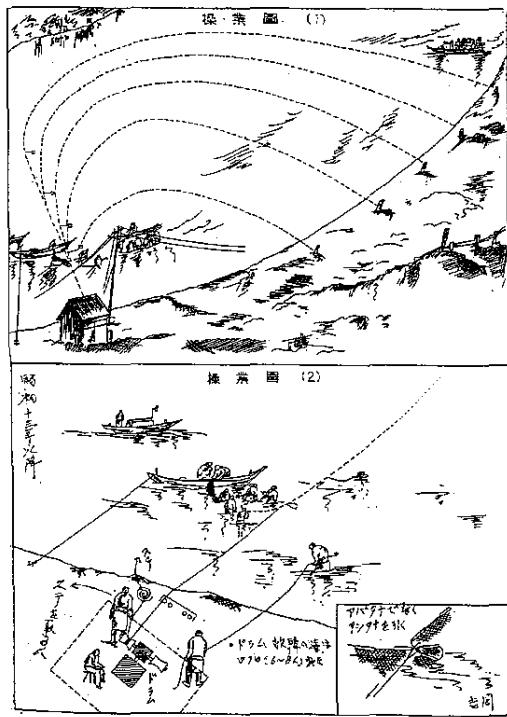
第6圖 (A) サケ地曳網 (石狩町)

北海道建設調査隊建設課調査部  
昭和十一年三月廿九日  
石狩町 鮭網初期曳網

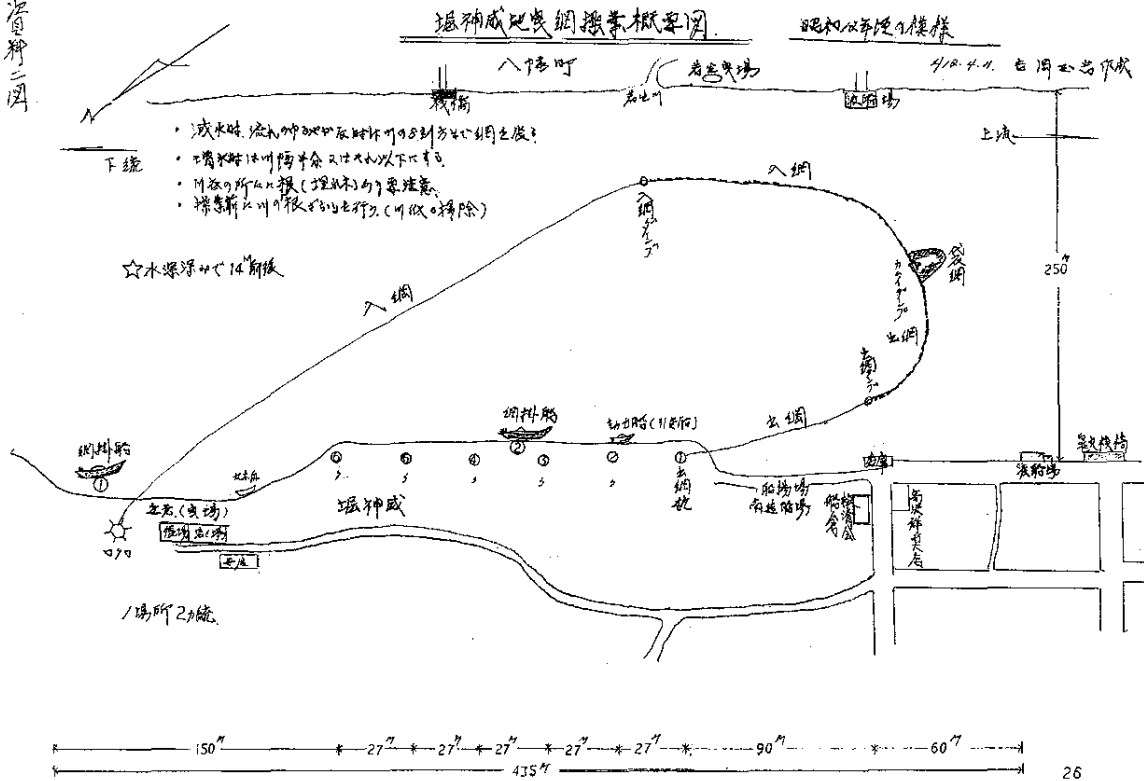


第6圖 (B) サケ地曳網 (石狩町)

資料一圖



資料二圖





投網をしていた。また、水の出方（増水時）によっては入網の（五脇、四脇、なお出水（増水）の多い時は三脇もはずして操業することもあった。

○ 網掛け時の操船は漁夫が早權を漕いで進めるのであるが漕ぎ手の齊一と志気を鼓舞するため「ハオイ」（船漕ぎ音頭）によって操船する。「ハオイ」は一種の掛け声である。先頭者（船頭）または熟練者か声の良い者の発声（音頭）によつて始まる。

注 ハオイ（労働の掛け声）文句の例（共に即興で囃子をとつたもの）

上段はハオイ（先導者）、下段はシタゴイ（一般漁夫）

オースコー

オースコー

オースコー

オースコー

オースコー

オースコー

オースコー

オースコー

オースコー

オースコー

オースコー

となるが文句の間にホラドコイシヨまたはオコイシヨなどの音頭も入り様々に変化し一様でない。海面では波の荒い時、風の強い時、語気を強めて発声することになる。

○ この網掛け作業時のハオイによる漕船の様子は初秋から晩秋にかけての石狩川鮭漁撈の風物詩となっていた。

○ 入網（ロープ）から入網にかかり、沈子手綱が一定（川岸）のところまでくると別なロープ（ワイヤー）を使用することもある）

を使つて沈子手綱に袋掛けワッカ（ロープの先端に一メートル前後の輪が作られてある）して引き揚げる。

○ この作業は漁夫二人が交互に行う。一定のところで漁夫がロープ先端の輪（ワッカ）を持って川にひざの附近まで入り「バイキ」（バック 後退の意）と声を掛けると、轆轤を回転している漁夫達は反対方向に廻る。

○ この行動を繰り返すことによつて網は次第に搾められて行く。ドラム（動力巻き揚げ機）になつてからはワイヤーの先端を二・三十メートルのロープにして前記同様こんどは漁夫がドラム係（機関士）に手を上げて合図をする係はその合図でドラムを逆回転させ操作する。

注 ドラムの輪軸の左右にあるときは左右交互に使用する。

○ ステ取り（注 ステ 余り、捨てる。捨てるの転訛語）巻き揚げられたロープをステという。そのロープを持つ漁夫を「ステ取り」と云つて放置すると巻き揚げ不能になるのでこの作業ばかりでなく必ず配置しなければならぬ。

○ 出網側は漁夫二人（水かさのない時は一人）が入網から入網の巻き揚げ具合と川の流れ（網の流れ）に応じて出網を出網杭に①②③④⑤⑥方向に移動する。

○ 曳網（出網・神威浮子・入網）の流れ、張り具合に応じ搾めて行く。この移動具合は、流れの状況、巻き揚げの頃合いを見て出網を移していかなければならないので簡単なようだが重要で鮭の入りに影響することから熟練した漁夫が配置される。漁の如何によつては、船頭や下船頭が着く場合もある。

○ 入網側の二脇がすぎたところ、出網側、入網側共に立元（引場）に寄せ（相方七・八人）網を「ヤーセ」「ヨイセ」と掛け声をかけながら網を手繰つて（浮子側二人、沈子側五・六人）神威浮子（袋網「スド」）めがけて魚を追い込む。頃合を見て配置

してある磯舟（丸木舟）を漕ぎ出し、魚が多量に入ったときはスドの後端を縛つてあるロープを解き袋口を丸木舟に入れ魚を徐々に取り出す。また少量、五束（一〇〇本）以上位までの時は、スドの付根にある神威浮子と出網・入網の浮子手綱を丸木舟の船縁（なべり）に上げ、「エッサ」「ヨッサ」「ヤンサーノ」「ドッコイ」と掛け声をかけて魚を入れる。

○ 魚は勢い良く跳ね上げ水しぶき（飛沫）を散らす。

二・三人の漁夫が「頭叩き棒」で鮭の頭を叩き飛沫を制止する。これは残酷だが鮭の身を引き締めることその他に漁夫の着衣がずぶ濡れになったり、鮭が丸木舟から飛び出ることになるのでずばやく棒叩きしたものである。

○ 昭和十（一九三五）年ころでの盛漁期には一河で十束（一束二十尾）から三十束の漁があった。

その昔、秋味が多くさんのぼつて来て「河岸に竿を差しても倒れなかった」という話があるが眉唾（まゆつば）（注 信用ならないもの）で、と言う程、鮭が溯上（せりあが）したということである。これ程でもないが九月下旬の盛漁期に川辺に立つて川面を見ていると鮭同志がぶつかるのか、はずみで一メートル以上も飛び跳ねるのを時折見ることが出来た。

（注 筆者昭和十一年頃旧渡船場周辺で目撃した。）

鮭地曳網漁の様々な様子が初秋の石狩川の風物詩となり、石狩鍋と共に近郊から見学者が訪れ観光の名所ともなっていた。

## 十二、地曳網漁余録

(一) 後取漁（十二月）では川面に「ドンペ」（シャベット状になり水中に綿のように見える。綿氷。）や薄氷が流れ寒さが一層身に凍みる。明治、大正年代ではゴム製品（長靴、ゴムカッパ）などなく、素足に「ケハン」（すねあて）素手に「テガケ」（木綿地を刺して作った手袋）またワラで作った「テツカイ

シ」（手袋）それに草鞋掛けという出で立ちで河に入り網を曳き、冷めたくなると焚き火。そこに石油缶にお湯を沸して何缶も用意しておき、足を入れ熱さを我慢して「イシカリ」と大鳴し、気合を入れ足を真赤にして暖め、再び河に入って網を曳いたという。石狩浜の語り種（ぐさ）になっていた。

注 走り漁の期間は、一・二・三日 十一・十二・十三日 二十一・二十二・二十三日の九日間は資源保護のため禁漁日とされた。

## (二)

この時期（後取漁）になると鮭はもとより脂の載ったカワガレイ（ヌマガレイ）やカワガニ（モクズガニ）が多くさん入り、関係者や漁夫だけでは食べ切れないうまに獲れたもの。街の人々（特に子供達）は曳場に行っていると、漁に關係のない人や見学に来た人に対しても、カレイの一・二枚は網掛け船の中から「ケルから持っていけ」と投げてくれた。

また、蟹は網に絡まって来たものはずして手当たり次第陸に投げてよこした。子供達はあらかじめ用意していた手籠に入れ、やや一杯になったものを持ち帰って塩茹（しほゆ）でして家衆（しやうしゆ）で食べたものである。

カワガレイは十二月頃（二〇三月産卵期）から冬場になると身も締まり、刺身、煮付けは美味（晩春から夏場は身はやわく泥臭く駄目）カワガニは十二月（冬場）になると身も締まり産卵期（三回位に分けて産卵する）は五月上旬頃まで美味である。特にこの時期の闇夜の蟹は身が入りことさらに美味。物のない時代では子供達のおやつになっていた。

秋味の大量に獲れた頃ではカレイやカワガニなどは売買（うりかひ）される魚介類ではなかった。

この頃になると横町の子供らは学校から帰ると親に言われなくても手籠を持って堀神威の曳場にガニ（浜ではカニと言わない）拾いに行ったものである。

(三)

盛漁期に入り、一河に何十束も秋味が入ると曳網が半分位まで搾められるころには、元気のよい秋味はボラ（鱈）のように浮子手綱を飛び越えて出て行くもの、また網にぶつかって驚き、逃げ回り勢い余って陸に跳上つてくるもの様々で見ても飽きない程であった。

このようなころには漁夫が「ピンコ」（三年魚以下。一尺五寸「四十五センチ」以下の小型のもの）などを、觀光に来た人や遊んでいる子供らに「ホラ、ケルから持っていけ」と投げてよこす程の豊漁で、見ている親方や船頭も黙認していたものであった。

注(一)さけの一本（漁師は一尾とは数えず大方は一本または一匹と数えていた。豊漁の明治・大正の初期では本数で言わず「何束入った」と束数で数えていた。

明治・大正はもとより昭和六・七年頃までの五十集屋渡しの一本は、目からはかつて尻尾の上、ウロコ三枚のこした一尺六寸（四八センチ）以上のもの。従って、二尺二・三寸（六六・六九センチ）以上で目方二貫六百匁（九・四・九・八キロ）以上のものでなければ一本と云わず、それ以上では半本の値段であった。

(二)一河にどの位獲れたか。大漁の年

明治時代海浜地曳網（大網、沖合二〇〇〇間「三、六〇〇メートル」一日一回）一回 一、〇〇〇束（二万本）

大正時代、河川地曳網 一河、二〇〇束～二五〇束（四〇〇〇～五〇〇〇本）

昭和二年頃 〃〃 一河、一二〇束（二四〇〇本）  
〃十二年頃 〃〃 〃 二〇束（四〇〇本）

一河十束以上入ると大漁旗を立てていた。

(四)

漁夫の帆待（外持とも書く）内密の収入のこと。

雇主は漁夫により帆待や余禄（余分な所得）が頻繁に掠め

(五)

られているところから思案して豊漁時の最後の一河漁を漁夫の賞与（余禄）として提供したものであるが、当初は守られた。しかし時がたつにつれて網掛船の船底板子の下に船頭や役人の目を盗んで五・六本の鮭を掠めておき、夜陰に持ち出し、五十集屋に売ったり直接飲食店に持って行ったりして遊興費の一部としていた。本町地区在住の漁夫はせいぜいボラやカレイなど雑漁の帆待はあったが雇主や船頭は大いに見ていた。

漁夫盛漁期に入ると観光客が札幌市など近郊から曳場見学と「石狩鍋」賞味に訪れる。このころになるとヤン衆（石狩本町地区では東北地方から鮭場を云う。アイヌ語で「網」を「ヤ」。

「ヤ衆」が訛って「ヤン衆」。の「ハオイ」にも気合が入り、音頭（掛け声）の中にも即興で囃子たてたり、着飾った女子衆の団が通ったりすると、ことさら気合を入れ、揚げ場（立元）に来ると「そら持つて行け」と秋味の一本位投げたりしたものである。

昭和十年代の石狩本町地区は漁は薄くなったとはいえ、活気にあふれており初秋の石狩川は秋味の観光景気に沸き漁撈風景も風物詩になっていた。

補考 田中 實

柳田常義氏 大正十二年生 堀神威曳場船頭

参考文献

『北海道漁具調査附図』「定置漁具の部」

昭和十二年五月二十五日発行 北海道水産試験所編集

『北海道漁業志稿』（昭和十年編纂）

昭和五二年五月一日発行 北海道水産協会編纂

『石狩漁業協同組合史』

二〇〇二・三・三十一 編集者 田中 實

『石狩町誌』中巻二

昭和六〇年三月二五日 石狩町発行

『いしかり』創立七五周年記念

昭和三七・一一・三発行 石狩漁業協同組合

『北海道日本海漁撈漁具用語事典』

二〇〇三・一二・一五 著者 吉岡玉吉

## 風の呼び名「あい風」(「あい」)について

吉岡玉吉・田中 實

一、はじめに

この小論考は、石狩市を含む主に日本海側の漁業者や、北前船・機帆船で北海道交易に従事した船乗りたちが使用していた風の呼び名のうち、「あいのかぜ」(「あい」)についてまとめたものである。

数ある風の呼び名のうち、とくに取りあげた切っ掛けとして次の二つが挙げられる。

(一) 石狩市の隣村であった厚田村(現・石狩市厚田区)の、キャッチフレーズが、「あい風かおる厚田村」であったこと。

(二) 平成一七年(二〇〇五)一〇月一日、厚田郡厚田村と浜益郡浜益村と共にニシンの千石場所として歴史的に著名<sup>1</sup>を編入合併した新しい石狩市が、目下策定中の「第四期石狩市総合計画(二〇〇七年度―一大年度)のなかで、今後目指す「将来像」を、「あい風と人間(ひと)が輝く活力のまち石狩」としたことである。

書き添えると、この「将来像」は、石狩市総合計画策定審議会(前野紀一会長)が同一八年六月七日決定し、市長に答申した「基本構想案」に盛り込まれたものである。

また、取りまとめについては、調査の課程で先行研究者等のすばらしい史資料を多く得た。その学恩に深く謝意を表し、出典を明示して参考引用させて頂くと共に、本論考の執筆者(吉岡・田中)が発表した次の小文を使用した。

「イシカリと風」 田中實 「いしかり暦」七号 石狩町郷土研究会一九八八年九月、「石狩浜漁師天気予報あれこれ」 吉岡玉吉 「いしかり暦」一五号 石狩町郷土研究会 二〇〇二年三月

二、浜益・厚田・石狩の漁師と「アイノカゼ」

この地域の漁師がいう「アイノカゼ」とは、春(四月上旬)から初秋(九月中旬)にかけて、真北の方向からゆるやかに吹く夏の風のことである。

夜半から朝方にかけて、陸から海に吹いていた弱い南東風(アラシと呼ぶ)が止み、午前一〇時頃から正午にかけて、晴れてきた石狩湾の真北の方向に浜益浜では、雄冬岬、厚田濱では愛冠岬、石狩浜では雄冬岬から、そよそよと吹き始める。風速は三、四メートル程で、いくらか吹いても夕方には止む。これが「アイノカゼ」である。

地元の漁師は略して、「アイ」ともいう。

○早朝、浜や小高い丘に立ってひより日和(空模様)を眺めていた漁師たちは、「今日はアイが吹くぞ」、「昼からかわせて(風向が変わって)、アイノカゼ吹くぞ」と、言いながら、いそいで帆を巻き揚げ、二、三時間帆走して「丸山出し」に到着、一時間ぐらい延縄(はえなわ)漁をし、吹き出した「アイノカゼ」を帆に受けて帰港した。帰りは早かった。なお、「丸山出し」とは、浜益南部に在る標高四六八メートルのすり鉢状の山をいう。厚田の漁師が愛冠岬の先を交して沖合に出ると見えてくる山で、好漁場の目安(目標)にしていた。

○昭和初期頃までの厚田浜のニシンの群来は、ニシン曇りと呼ばれる雨模様で、クダリ(南から南東の風)の日が多かったが、昭和一〇年(一九三五)代になると、夜半から昼間の「アイノカゼ」の吹き出す晴れ上った時刻に接岸したものである。

○石狩の漁師で、厚田郡のニシン刺網漁業の許可を得て、春先きと同村に移住して操業していた漁師(二三軒、磯舟五〇隻前後)は、六月下旬から七月上旬にニシン場仕事が一段落すると、石狩に帰ることになる。そのとき「アイノカゼ」(アイ)は、恵みの風となる。すなわち、早朝に日和見し、愛冠岬の方向が開けている

(明るく見えている)と快晴で、やがて「アイノカゼ」が吹くこととなる。各戸では申し合わせたように早朝から磯舟に様々な荷物を積み込み、「アイ」が吹き始める昼前後、沖に漕ぎ出し帆を巻き揚げて風を受ける。

槽も權も使わず三時間程度の石狩川口へ向けての帆走となる。川を二軒ほどさかのぼり、船場町の船付場にたどり着く。三々五々、石狩川をさかのぼるニシン漁場帰りの磯舟の帆走は、初夏の石狩の風物詩にもなっていた。

なお、ニシン刺網漁業に出かける磯舟のことを、「廻船」とも呼んだ。一漁家で二〜三隻を所有し、三人から五人乗りであった。石狩から厚田の漁場に出漁するときに、「廻り」といったことから付けられた名称である。

注 前記は、吉岡玉吉が昭和一七年・一八年(一九四二・四三)に次の方からの聞き書きである。

厚田村字厚田村 広原政次郎 明治二四年(二八九一)生まれ

同 別狩村 伊藤市丈 同二〇年代

石狩町大字弁天町松田米藏 同三〇年代

藤井市郎

吉岡丈吉 同三五年(一九〇二)生まれ

### 三、風の呼び名と吹き方

(一) 「アイゲ 北風 石狩支庁石狩町本町 夏の弱い風」

右は、『風の事典』 著者・関口武 原書房 一九八五年の、「北海道におけるアイと呼ぶ市町村」の章(一五四頁)に記述されている石狩の部分である。編著者(吉岡玉吉)の見解では、アイゲの「ゲ」は、その方位を固定したものである。右の「アイゲ」は、「北風模様」「(北風)が吹きそ」うだ、「(北風)になるであろう」、「なかなかアイになら

ない」などの場合を指し、石狩の漁師は、「(空模様がはっきりしない)アイゲだなあ」と、使っていた。「ゲ」は「気」(様子・感じ・傾向を表現する語)であり、「シモゲ」、「クダリゲ」、「オキゲ」などが例として挙げられる。なお、前記の『風の事典』から、石狩と近傍の呼び名を記しておく。

石狩支庁浜益村 アイ 北西〜北北西風

石狩支庁厚田村 アイノカゼ 北風

留萌支庁増毛町 アイ 北風

後志支庁小樽市色内 アイカゼ 北風

後志支庁余市町港町 アイカゼ 北北西風

(二) 漁民の生活に直結している「風」について

厚田村大字古潭村 沢田末五郎氏談  
厚田村の漁民の使用している言葉の内「風」について、愛の風とか、玉風とかいって、テレビやラジオで使用していない言葉をよく耳にする。これを聞いても、どっち風のことかさっぱりわからない。

たまたま用があつて学校にみえられたS氏に問うてみた。

「愛の風とはどちらから吹く風のことか」

「あいの字は、愛か相か合か」

「東風のことを何というか」

「西風は？」

と次々と問いただして、図のような丸い表を書いてみた。

尚S氏は風の性質についても説明してくれた。そして更に、「この海では、(厚田沿岸のこと)山風から彼方風に廻り、彼方風から玉風に変ることが多い。これは低気圧の移動の關係でそうなるのだ」

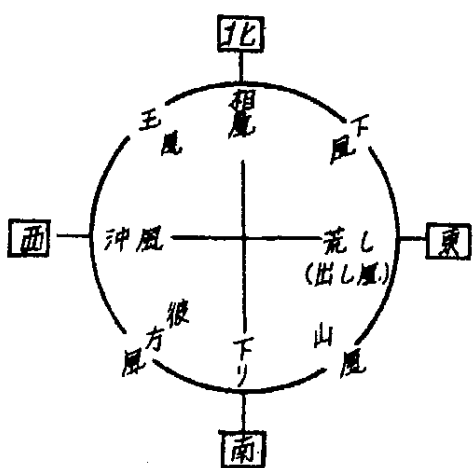


測定器がなくて低気圧の位置を知る方法としては、「風を背にして左手を挙げる。その方向に低気圧がある。と考えて間違いない」「上空の雲が西の方から東の方に移動しているのに浜辺の風は南方から吹いている。という場合は低気圧の移動の速度が早い証拠だ」「何しろ一番恐ろしいのは玉風さ大きな波の出る風だから。次に恐ろしいのは急に大きな波の出る下風。又波はないが、強い風の吹く山風、強い山風の時、は船は沖へ沖へと出されていって、仲々帰って来られない。石狩町では別名出し風とも言っている。」

……昭和四年十一月、古潭の浜で十八名の遭難のあった時も玉風だった……

「漁民と風」これは生命に関係あることだけに、からだに染み付いた知識という感じがした。

(史料室 鈴木藤吉)



(図)

北 ……相の風(あいのかぜ)  
 北東 ……下風(しもげ) — 急に大波が来る。  
 東 ……荒し(あらし)  
 南東 ……山風(やませ) — 波はないが風は強い。  
 南 ……下り(くだり)  
 南西 ……彼方(ひかた) — 山風から急に彼方風  
 西 ……沖風(おきかぜ) になる。  
 北風 ……玉風(たまかぜ) — 彼方風から急に玉風  
 にかわる。波が大き  
 い。

所載誌・「弁財船」第七号 厚田村史料室・昭和四〇年二月一〇日

(三) 内田五郎著『鯨場物語』 北海道新聞社 昭和五十三年

親風

鯨漁場で生活していると、天候のことを自然に覚えてくる。毎日が海や天候が相手なので、好むと好まざるとにかかわらず、昨日の天候、今日の天候、明日の天候と、天候の先取りをして仕事の準備や段取りに応用しなければならぬ。

だいぶん以前から晴雨計(バロメーター)が一般の漁場にも備えられて天候を的確にとらえて、漁期中には沖の網や船の対応策を講じたり、製造加工の場合だと風雨に対する処置を考えるとといったことが非常に大切なことであつた。

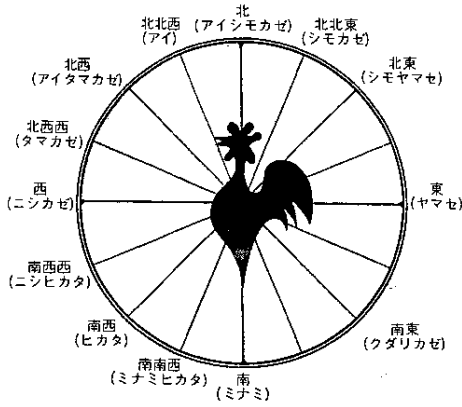
一般漁場の人達は天候などと標準語を使わないで日和ひよりと呼ぶのだが、これも方言化してひゆりひゆりといっている。鯨漁場の親方や船頭はこのひゆりを的確にとらえて、総てに適切に処置していくことが、その漁場の安全と利益とに大きく影響し

てくるのである。

浜の人達は老若男女みなひゆりの見方が上手だった。朝晩の挨拶から日常会話、家庭内のやりとりまでこのひゆりが入ってくる。(中略)

私が少年のころ、祖母や母から聞かされた言葉が、今でも耳の底に残っている。昔の人達は学問や機械の無かった時代に、長い間の体験や自分の勘で自然の法則を会得したらしい。鯨漁場で風の呼び名は、そのところで変ってくる。上図はだいたひ小樽近海のいろいろな呼び名をまとめてみたものであるが、北海道西海岸では道南地方、寿都地方、積丹を中心とした地方、石狩湾内、留萌地方などで、同じ風が吹いていても、呼び名のちがいがあつたり、また共通しているものがある。方言でアイ風という呼び名は、大半のところでは北風をさしているが、ところによって北北西の風をさしている。ヤマセ風は東の方向をさしたり、南東の方向をさしているところもある。

北海道西海岸・小樽付近の風の名称



この風の吹き方が、各地方の鯨漁場に与える影響は大きいようだ。鯨の接岸群来(せんりく)に当たり、昔からいろいろいわれている。たとえば鯨は潮に強いが風に弱いとか、湯用風は鯨を連れて去るといったり、鯨は風に乗って来るとかいわれている。アイタマ風(北西の風)が吹いた後に鯨が大漁するとは、よくいわれることであつた。シモ風(北西)、アイ風(北北西の風)が吹くと必ず強い風と共に海が時化るので油断がでない。鯨漁に携さわる人達にとってこうした風に関する知識は必要であつた。

北海道の鯨漁場に、過去何十年も前から「親風」という風習があつた。旧暦の一月一日の明けがた、前浜を吹く風のことをいつたもので、旧正月の元旦に朝早く浜へ行き、その時吹いている風をみてその年の鯨漁を占う。ちようど節分の豆占いと同じようなものであつた。

わが国では明治五年に旧暦(太陰暦)から新暦(太陽暦)に切り替えられたが、漁村の人達はかんとんに新暦に馴染めなかつた。長い間の習慣が身につけていたことはもちろん、海の仕事に最も関係の深い満潮、干潮(浜ではちしごと呼ぶ)の日時を知るのに旧暦でないと出せなかつたからである。私が子供のころ聞いた話だが、戦前の日本海軍は航海のときちしごをみるのに太陰暦を用いているとのことであつた。

鯨獲りの人達は、当日朝早く浜に行つて、親風を見るのを楽しみにしていた。たまたまアイシモ風でも吹いていたらその喜びようは大変なもので、今年の鯨漁は豊漁疑いなしとその日以後は上機嫌であるが、下手にヒカタ風(南西風)が吹いたりしていると、属に鍋の中の魚が逃げて行くというくらい風の機嫌が悪くなる。このようにその日の、「親風」によって、その年の鯨漁が豊漁になるか不漁に終るか

占う。また、判断して繰るべき漁期に備える習慣が伝えられている。

北海道西海岸はアイタマ風が一番喜ばれる。この風は産卵のため南下して来る鯨が、沿岸に接岸群来しやすいためである。この季節は北海道では一番時化やすい。また一番寒さの酷しいところで、漁村の人達は熊の穴ごもりと同じように家中に閉じ込められたりである。

(四)

今田光夫著『ニシン文化史―幻の鯨・カムイチェップ―』共同文化社一九八六年

風と天候の言い伝え

風の呼び名

昭和の初めの頃、船用の羅針儀には、子丑寅で標示した十二支羅針儀が見受けられた。

方位は十二支ではかりながらも、風の方向は、昔ながらの古風な呼び名が使われていた。

しかし、北海道の日本海沿岸に限っても、必ずしも統一されたものではなく、地方によりまちまちであった。一般的に使われていたものを拾ってみると、

北(N) あい(増毛・厚田・余市)

南(S) くだり(増毛・厚田・鷺泊)

東(E) やませ(厚田・余市・鷺泊)

又はひがし(増毛)

西(W) ひかた(余市・鷺泊)にし(浜益・増毛)

「あいの風」というのは、本来越前・越後以北で東風のこゝろを指しているが、地方によっては、北西、北、北東、東風といろいろに使われているらしい。

「くだり」というのは、京を中心としての呼び名として自

然である。

「やませ」は山背と書き、一般に山を越えて吹いてくる風をいうが、東北地方の太平洋沿岸では夏に吹く冷涼な北東風をいっている。

「ひかた」は日方と書き、日のある方向から吹く風をいうと古語にもあるが、はっきりしない表現である。地方により南東又は南西を指している。

北東(N E) しもやませ(厚田・余市)

あいやませ(鷺泊)

南東(S E) みなみやませ(余市・厚田・鷺泊)

南西(S W) ひかた(厚田) くだり(余市・浜益)

たまかせ(鷺泊)と統一性がない。

北西(N W) たまかせ又はたばかせ(厚田・浜益・鷺泊)

あいたま(余市)

大体、東西南北の呼び名に対応しているが、南西の呼び名には統一性がない。

「たまかせ」は玉風と書く。本来若狭以北の日本海の冬の季節風、北西から吹く暴風をいうとされている。北前船を通じて移入されたのであろう。

天候と風の言い伝え(石狩関係分抜粋)

○やませに雨なら厚田の鯨。(厚田)

○漁期に入って西風が吹くと、決って漁があり、南東の風が吹くと、網に入った鯨も沖に去るといわれる。(浜益)

○海辺の石が、波の退く時に強い音を発すると時化る。(浜益)

(五) 江戸時代の文献にみる北風(子の方位)の呼び名(抄)

アイ 古平、嘉永四年 古平場所請負人岡田目録

アイ 苦小牧 「蝦夷日記」 武藤勘藏

アイのかぜ 根室 「東蝦夷夜語」、アイヌ語で「アツナラ

レラ」

アイ 三馬屋(三厩) 津軽(注・蝦夷地渡海の基地であった。)

『東遊奇勝』 帰路編 編者発行 山崎栄作二〇〇六年

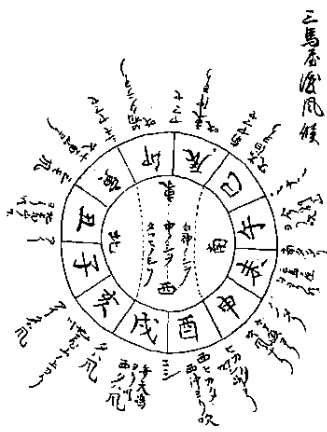
所載・(注・徳川幕府の奥詰医師・渋井長伯一行が、幕府

の命令をうけ、蝦夷地採薬調査に来たとき(寛政二年・一七

九九年)の長伯の日記)

予曩に蝦夷に行きし時三厩の渡海甚だ艱難なり  
さきも風候と能く弁へる時ハ難儀なる事もなき  
あり

予曩に蝦夷に行ける時、三厩の渡海甚だ艱難なり、  
されとも風順と能く弁へる時ハ難儀なる事もなき  
なり(以下略)



(六) 辞典で引く「あゆ(東風)」

『訂正増補日本大辞典』ことはのいつみ

落合直文著 大倉書店発行

明治三十七年一月二日第二十一版発行

あゆのかぜ

〔東風〕ひがしかぜをいふ。越後国の古の方  
言。季花集「あゆのかぜはやふきかへせなご  
の志ほたれ衣うらみのこさで」71頁

『岩波古語辞典』

(株)岩波書店 一九七五年四月五日第二刷発行

4 あゆ(東風) 北ないし東の風。あゆのかぜ。

「越の俗語、東風を安由(あゆ)の風といふ」(万四〇一七)

▽ 今、「あい」「あいのかぜ」という。

63頁

『国語大辞典』

小学館 昭和五十七年二月十日第一版第六刷発行

あゆ(東風) 東の風。あゆのかぜ。とうふう。こち。

※万葉一四二二三「安由(アユ)を疾(い

た)み奈呉の浦廻に寄する波」の風

あゆ(東風) 79頁

(七) 俳句歳時記で引く「あいの風」

あいの風(三夏) あえの風 あい

万葉には「東風(あゆのかぜ)」として出ている古語で、  
日本海側で呼ばれている風の名である。山陰では東または  
北東、北上すると北西に転ずる。そよ吹く夏の風で、漁業  
の人たちも舟路をたどる人々にもよるこばれる。↓やませ  
南風 夏の風 土用あい

『新撰俳句歳時記〔夏〕』 編者 皆吉爽雨 (株)明治書院  
昭和五十二年再版 九八〇円

あいの風 (三夏) あえの風 あい

【解説】万葉にすでに東風として出てくる古語。裏日本に知られている風の名で、風位は山陰では東または北東、それが北上に従って北または北西に転じてゆく。四月ごろから八月ごろにわたってそよふく夏の風で、舟路にも漁業にも喜ばれる。  
↓やませ ↓南風 ↓はえ ↓夏の風 ↓土用あい

【考証】万葉集卷十七荷、大伴家持の歌に、「東風いたく吹くらし奈吾の海人の釣する小舟榜ぎ隠る見ゆ」とあり、「東風」に「越の俗、東風をあゆの風といへり」と註記がある。もう(一)首、家持は越中から上京しようとする途次「あゆのかぜ東風いたくし吹けば」と長歌に詠んでいる。これは明らかに、家持が越中地方の舟乗りや漁民が用いていた方言を歌詞として採用したもので、瀬戸内海沿岸地方で使われていた「東風」(万葉に朝東風の用例がある)とは、風位はだいたい同じでも、違った性質の風として、歌われているのである。今でも日本海沿岸地方には、「あいの風」「あえの風」として知られている風で、場所によって風位は少しずつずれて来るから、正確に東風とは限らない。四月から八月にかけて吹く夏のそよ風であり、この風に乗って上方へ交通したため、舟乗りたちは順風として喜ばれる。平安時代にも「越の海あゆの風ふくなごの海に舟は

とどめよ浪枕せむ」(堀川百首、仲実朝臣)などと詠まれ、家持の歌から越の海に吹く風として詠まれたことが分る。家持は二首とも「いたく吹くらし」と詠んでいるが、烈風・暴風ではない。催馬楽に「みちのくちたけふ武生のごふ国府に、我はありと親に申したべ、心あひの風や、さきむだちや」と歌われたのも、「心合ひ」と「あひの風」とを懸けたので、武生は越前の国府であり、あいの風地域に属する。武生に流浪した遊女が、都の親へのことづてをあいの風に託する意味で、この風の風位を生かした歌である。「い」と「ひ」とは声音相通ずる。この催馬楽から、「心あひの風いづ方に吹きぬらむ我には散らす言の葉もなし」(千五百番歌合、顕昭)なども和歌に詠みこまれた。(山本健吉)

『俳句歳時記(全五卷)夏の部』  
編集代表 富安風生 (株)平凡社  
一九八四年初版第二六刷 一四〇〇円

(付記) 前期の歳時記には、解説等があっても、俳句作品がないので、市販の数多い歳時記(夏)を調べあげた結果、やっと次の二作品掲載本を見出した。

海川や藍風わたる袖の浦

曾良 (姓は河合、江戸時代の俳人)

あいの風松は枯れても歌枕

源義 (姓は角川、現代俳人 故人)

『最新俳句歳時記(夏)』

山本健吉編 文藝春秋 一九七七年

五、民謡に唄われた「あい」風

『日本民謡集』 町田嘉章・淺野建二編 岩波書店(岩波文庫)

昭和四四年第一〇刷、に収録の民謡から抜粋する。

それだけではと、北海道俳人の句作品から成った私刊の『蝦夷歳時記』 佐々木丁冬・佐々木悠乃共編 昭和四〇年代発行の各集と、『岩内歳時記』武田みさ子編

昭和四〇年代発行(非売品)各集に目をとおしたが、季語の「あいの風」すら見当らなかつた。かつては漁業王国であつた北海道でさえ、一般には知られず、使用されることの少なかつた特異な風の気象用語の一つに過ぎなかつたから、で済ませるのは心残る。語感が良く、和みの夏の順風をいう「あい風」(あい)の啓発に努め、愛用を普及させたい。

両津甚句 あいが吹かぬか 荷がの無うて来ぬか 但しや新瀉の舟どめか

(解) 方言、東南風。佐渡小木港。東風。島根県美保関町。

同能義郡荒島町。富山。石川。島根の一部では東北風の意にも。  
結局「舟どめか」とも。雪解け頃の増水のため越佐間の欠航する意。

あい風 田中みのる句

あい吹けり愛冠岬よく明けて (石狩)

あいの風鮭積み船は上方へ (石狩湊)

弁財船投描地碑やあいの風 (古潭浜)

「あいの風は鍊寄せし」と厚田漁夫

あい風や雄冬の岬を躲しけり (浜益)

四、和歌に詠まれた「東風(あゆかぜ)」

『新訓 萬葉集』下巻(改訂再版) 佐佐木信綱編

岩波書店(岩波文庫) 昭和二十六年十二月十日発行 第二十五版

四〇一七 東風 越の俗語、東風を安庄乃是といへり

いたく吹くらし奈呉の海女の釣するをぶね小舟漕ぎ隠る見ゆ

十七卷 217頁

子たたき音頭(イヤサカ音頭) 北海道積丹町

あいの吹くのになぜ船来ない/アィイヤサカササ/荷物  
ないのかノー船止めかないのかノー/船止めた/アィイヤサカサツサ

田切唄(石川) あいの風さは男でないか 寝とる寝肌へそよそよと

(解) 夏から秋へかけて吹く北若しくは北東の風

イヤサカ音頭(子はたき音頭) 北海道豊浦町

ハィイヤサカサツサ アイの朝ナギくだりの夜ナギ/ハィ  
イヤサカサツサ/心まよはずヨー南風/ヤーリヤ南風/  
まよはずノー南風/ハィイヤサカサツサ (以下略)



鱈釣り口説節 北海道南茅部町（現・函館市）

眠りすこせば弟（おどと）が起し／恵山お山の煙りを見れば／アイが北西風（たばかせ）か南西（しかだ）の雲よ／シカダ風とはアリアヤ恐しいオエア シカダ風とはアリア恐ろしい／昔年寄のたどいごときけば／シカダ風とは人とする風よ／サーサこれから縄とる仕度（以下略）

#### 六、アイノカゼ（アイ）のことわざ（抄）

「気象と生活」―津軽海峡の天候とことわざ― 北海道新聞  
平成二年一月二六日付、（函館・報道部 山本伸夫）に、次の記述がある。（抜）

津軽海峡一帯で流布されていることわざ。

「アイの朝風（なぎ）、クダリの夜風」（北西は朝一時なぎになり、南よりの風は日中いくら吹いても夜は弱まる）。

漁の多寡にも及ぶことわざ、函館市入舟町 鈴木周二（六九）さん。  
「アイノカゼ（東または北の風）吹けば鍋（なべ）の魚も逃げる」

#### Ⅱ 函館地区。

また、他の文献を読むと、「アイの風」のことわざは、北海道各漁村で広く使われていたことが判る。すなわち、東利尻町、羽幌町、増毛町、古平町、島牧村、上ノ国町、奥尻町、福島町、南茅部町、長万部町 等々。

なお、「アイノカゼが吹けば、ドンブリの魚もいなくなる」  
厚岸町 もある。

#### 七、まとめ

風の呼び名「あい風」（あい）について、海の気象用語のほか広い観点から、確かな先行業績の史資料と、地元漁業者の聞き取りを

核として記述してきた。考究・考察に乏しく、原史料によって語らせる方式を取ったので、史料集ともいえるだろう。

だとしても、「あい風」と呼んでも、その使用する土地々々で、方位も吹き方も一定でないこと。「あい風」と漁業の関わりについても、豊凶漁が日本海側と太平洋側で判然と分れることなどを明かにした。そして、「あい風」を使用する場合は用語の定義を先ず明確にしなければならぬことを知って頂いたと思う。

ともあれ、石狩市の住民にすら馴染み薄く、北風と聞けば、寒く冷たいイメージが先行する「あい風」でもある。「あい風」の石狩なりの定義を論議する一助ともなれば、この小論考の効用は上々でうれしい。（二〇〇七年一月三十一日筆了）

編著者 吉岡玉吉（生家は漁業三代目）

田中 實（生家は海産商四代目）

ともに石狩尋常高等小学校昭和十五年卒業生。

いしかり暦 第二十号

平成十九年三月二十三日 印刷

平成十九年三月二十三日 発行

発行者 石狩市郷土研究会

石狩市花川南五条二丁目二三一

村山耀一方

TEL 〇一三三二七二一七四八九